

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休みのときは、その翌日)

目 次

◇規 則

- 歯科衛生士法施行細則
- 診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行細則
- あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則
- 柔道整復師法施行細則

規 則

歯科衛生士法施行細則をここに公布する。

昭和五十八年九月二十日

鳥取県知事 西 尾 呂 次

鳥取県規則第六十二号

歯科衛生士法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号。以下「法」という。）、歯科衛生士法施行令（昭和二十八年政令第三百八十四号。以下「政令」という。）及び歯科衛生士法施行規則（昭和二十四年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(免許証の様式)

第二条 法第七条第二項に規定する歯科衛生士免許証（以下「免許証」という。）は、様式第一号のとおりとする。

(歯科衛生士籍訂正申請書の様式)

第三条 政令第三条第二項に規定する申請書は、様式第二号によるものとする。

(歯科衛生士籍登録抹消申請書の様式等)

第四条 政令第四条第一項に規定する申請書は、様式第三号によるものとする。

2 歯科衛生士が死亡し、又は失そのの宣告を受けたときは、前項の申請書にその旨を証する書類を添えなければならない。

(免許証書換え交付申請書の様式)

第五条 政令第五条第二項に規定する申請書は、様式第二号によるものとする。

(免許証の再交付申請手続)

第六条 政令第六条第一項の規定による申請は、様式第四号による申請書を提出しなければならない。

(免許証の返納手続)

第七条 政令第六条第三項又は第七条第二項の規定による返納は、様式第五号による返納書を提出してしなければならない。

(合格証書の様式)

第八条 省令第十条に規定する合格証書は、様式第六号のとおりとする。

(合格証明書の交付出願手続)

第九条 省令第十一条の規定による出願は、様式第七号による出願書を提出してしなければならない。

(申請書等の経由及び提出部数)

第十条 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類(省令第八条に規定する受験願書を除く。)は、県内で業務に従事する歯科衛生士にあつては就業地、その他の者であつて県内に住所を有するものにあつては住所地を管轄する保健所長を経由して提出しなければならない。

2 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類の提出部数は、前項の規定により保健所長を経由する場合にあつては正副二部、その他の場合にあつては一部とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

歯科衛生士免許証

本籍地都道府県名(国籍)

氏名

年 月 日生

歯科衛生士法(昭和二十三年法律第一百四号)により歯科衛生士の

免許を与える

よつてこの証を交付する

年 月 日

職氏名

印

送着審判部

印

様式第2号 (第3条、第5条関係)

収入証紙
はり付け欄

歯科衛生士籍訂正及び歯科衛生士免許証書換え交付申請書

職氏名 殿

歯科衛生士籍の登録事項及び歯科衛生士免許証の記載事項に変更を生じたため、歯科衛生士籍の訂正及び歯科衛生士免許証の書換え交付を受けたので、歯科衛生士法施行令第3条第1項及び第5条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 -

住所 申請者 氏名

電話番号

記

㊦

登録年月日	年 月 日
登録番号	第 号
変更事項	本籍地都道府県名(国籍)・氏名
変更前後	
変更年月日	年 月 日
変更理由	

様式第3号 (第4条関係)

歯科衛生士籍登録抹消申請書

職氏名 殿

歯科衛生士籍の登録を抹消されるよう歯科衛生士法施行令第4条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 -

住所 申請者 氏名

電話番号

記

㊦

歯科衛生士の氏名	
登録年月日	年 月 日
登録番号	第 号
抹消理由の生じた年月日	年 月 日
抹消理由	死亡・失そう・その他
申請者と歯科衛生士との関係	

様式第4号(第6条関係)

収入証紙
はり付け欄

歯科衛生士免許証再交付申請書

職氏名 殿

歯科衛生士免許証を破った(汚した・失った)ため、その再交付を受けたいので、歯科衛生士法施行令第6条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□□

住所

申請者

氏名

電話番号

記

㊟

登録年月日	年 月 日
登録番号	第 号

様式第5号(第7条関係)

歯科衛生士免許証返納書

職氏名 殿

失った歯科衛生士免許証を発見した(歯科衛生士免許を取り消された)ので歯科衛生士法施行令第6条第3項(第7条第2項)の規定により、下記のとおり歯科衛生士免許証を返納します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□□

住所

返納者

氏名

電話番号

記

㊟

登録年月日	年 月 日
登録番号	第 号
免許証の発見(免許の取消し)年月日	年 月 日

様式第6号(第8条関係)

第 号

歯科衛生士試験合格証書

本籍地都道府県名(国籍)

氏 名

年 月 日生

上記の者は 年 月本県において施行した歯科衛生士試験に

合格したことを証する

年 月 日

職 氏 名 国

様式第7号(第9条関係)

歯科衛生士試験合格証明書交付出願書

職 氏 名 殿

歯科衛生士試験合格証明書の交付を受けたいので、歯科衛生士法施行規則第11条の規定により下記のとおり出願します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所 出願者 氏 名

電話番号

記

収入証紙欄

歯科衛生士試験合格証書	交付年月日	年	月	日
	番 号	第	号	
出 願 理 由				

診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行細則をここに公布する。

昭和五十八年九月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十三号

診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行細則

診療エックス線技師法施行細則（昭和二十六年十月鳥取県規則第七十三号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、診療放射線技師及び診療エックス線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号。以下「法」という。）、診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号。以下「政令」という。）及び診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十三号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（診療エックス線技師籍登録申請書の様式等）

第二条 政令第二条第一項に規定する診療エックス線技師籍の登録の消除の申請書は、様式第一号によるものとする。

2 診療エックス線技師が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、前項の申請書にその旨を証する書類を添えなければならない。

（診療エックス線技師免許証の返納手続）

第三条 法第八条第三項又は第十一条第一項の規定による診療エックス線

技師免許証の返納は、様式第二号による返納書を提出してしなければならない。

（診療エックス線技師免許証の提出手続）

第四条 法第十二条第一項の規定による診療エックス線技師免許証の提出は、様式第三号による提出書を提出してしなければならない。

（照射録の保存）

第五条 法第二十七条第一項に規定する照射録については、その作成者が病院又は診療所に勤務している場合にあつては当該病院又は診療所の管理者が、その他の場合にあつては作成者本人が、当該照射録を五年間保存しなければならない。

（申請書等の經由及び提出部数）

第六条 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事を経由し、又は知事に提出する申請書その他の書類は、県内で業務を行う診療放射線技師又は診療エックス線技師にあつては就業地、その他の者であつて県内に住所を有するものにあつては住所地を管轄する保健所長を経由しなければならない。

2 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事を経由し、又は知事に提出する申請書その他の書類の提出部数は、前項の規定により保健所長を経由する場合にあつては正副本二部（知事を経由する書類については、正本一部及び副本二部）、その他の場合にあつては一部とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

診療エックス線技師籍登録消除申請書

職 氏 名 殿

診療エックス線技師籍の登録を消除されるよう、診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令第2条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

申請者

氏 名

電話番号

記

㊤

診療エックス線技師の氏名	
登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号
消除理由の生じた年月日	年 月 日
消 除 理 由	死亡・失そう・その他
申請者と診療エックス線技師との関係	

様式第2号（第3条関係）

診療エックス線技師免許証返納書

職 氏 名 殿

失った診療エックス線技師免許証を発見した（診療エックス線技師免許を取り消された）ので、診療放射線技師及び診療エックス線技師法第8条第3項（第11条第1項）の規定により、下記のとおり診療エックス線技師免許証を返納します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

返納者

氏 名

電話番号

記

㊤

登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号
免許証の発見（免許の取消し）年月日	年 月 日

様式第3号 (第4条関係)

診療エックス線技師免許証提出書

職 氏 名 殿

業務停止の処分を受けたので、診療放射線技師及び診療エックス線技師法第12条第1項の規定により、下記のとおり診療エックス線技師免許証を提出します。

年 月 日

郵便番号 □□□□—□□

住 所

提 出 者

氏 名

電話番号

記

㊟

登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号
業 務 停 止 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則をここに公布する。

昭和五十八年九月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十四号

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則（昭和四十九年十一月鳥取県規則第七十六号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号。以下「法」という。）、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（昭和二十八年政令第三百八十七号。以下「政令」という。）及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十四号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名簿訂正申請書の様式）

第二条 政令第三条第二項に規定する申請書は、様式第一号によるものとする。

（名簿登録削除申請書の様式）

第三条 政令第四条第二項に規定する申請書は、様式第二号によるものとする。

2 前項の申請書には、施術者が死亡し、又は失そのの宣告を受けたことを証する書類を添えなければならない。

(免許取消申請書の様式)

第四条 省令第五条に規定する申請書は、様式第三号によるものとする。

(免許証書換え交付申請書の様式)

第五条 政令第七条第二項に規定する申請書は、様式第一号によるものとする。

(免許証の再交付申請手続)

第六条 政令第八条第一項の規定による申請は、様式第四号による申請書を提出してしなければならない。

(免許証の返納手続)

第七条 政令第八条第三項又は第九条の規定による返納は、様式第五号による返納書を提出してしなければならない。

(共通科目の免除願いの手続)

第八条 省令第十九条に規定する受験者の願いは、様式第六号による願書を提出してしなければならない。

(既受験科目の免除願いの手続)

第九条 省令第二十条に規定する受験者の願いは、様式第七号による願書を提出してしなければならない。

(合格証書の様式)

第十条 省令第二十一条に規定する合格証書は、様式第八号のとおりとする。

(施術所の届出手続)

第十一条 法第九条の二第一項前段(法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、様式第九号による届出書を提出してしなければならない。

2 法第九条の二第一項後段(法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、様式第十号による届出書を提出してしなければならない。

3 法第九条の二第二項(法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、様式第十一号による届出書を提出してなければならない。

(出張専門業務の届出手続)

第十二条 省令第二十四条の二第一項(省令第二十六条の二において準用する場合を含む。)の規定による届出は、様式第十二号による届出書を提出してなければならない。

2 省令第二十四条の二第二項(省令第二十六条の二において準用する場合を含む。)の規定による届出は、様式第十三号による届出書を提出してなければならない。

(県内滞在業務の届出手続)

第十三条 省令第二十四条の三(省令第二十六条の二において準用する場合を含む。)の規定による届出は、様式第十四号による届出書を提出してなければならない。

(施術簿)

第十四条 施術者(法第十二条の二第一項の規定により、医業類似行為を業とすることができる者を含む。以下この条及び次条において同じ。)

は、施術所（専ら出張のみによつてその業務に従事する施術者にあつては、住所）に様式第十五号による施術簿を備え、施術の都度所要の事項を記載し、五年間これを保存しなければならない。
 （申請書等の経田及び提出部数）

第十五条 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類（省令第十三条に規定する受験願書並びに第八条及び第九条に規定する願書を除く。）は、次の表の各号の上欄に掲げる者にあつては、それぞれ当該下欄に掲げる地を管轄する保健所長を経由して提出しなければならない。

一 施術所の開設者（第十一条に規定する届出書を提出する場合に限る。）	施術所の所在地
二 県外に住所を有し、又は施術所を開設している施術者（第十三条に規定する届出書を提出する場合に限る。）	滞在して業務を行うおととする地
三 県内で業務を行う施術者（第一号及び前号に掲げる者並びに専ら出張のみによつてその業務に従事する施術者を除く。）	就業地
四 県内に住所を有する者（前各号に掲げる者を除く。）	住所地

2 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類の提出部数は、前項の規定により保健所長を経由する場合にあつては正副二部とし、その他の場合にあつては一部とする。

附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条、第5条関係）

収入証の欄
 はり

あん摩マッサージ指圧師（はり師・きゆう師）名簿訂正及びあん摩マッサージ指圧師（はり師・きゆう師）免許証書換え交付申請書

職 氏 名 殿

あん摩マッサージ指圧師（はり師・きゆう師）名簿の登録事項及びあん摩マッサージ指圧師（はり師・きゆう師）免許証の記載事項に変更を生じたため、あん摩マッサージ指圧師（はり師・きゆう師）名簿の訂正及びあん摩マッサージ指圧師（はり師・きゆう師）免許証の書換え交付を受けたので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第3条第1項及び第7条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□—□□

申請者

住所 氏名
 電話番号
 記

㊦

業務の種類	あん摩マッサージ指圧・はり・きゆう
免許年月日	年 月 日
変更事項	項 号
変更前	本籍地都道府県名（国籍）・氏名
変更後	
変更年月日	年 月 日
変更理由	

様式第2号（第3条関係）

あん摩マッサージ指圧師（はり師・きゆう師）名簿登録消除申請書

職 氏 名 殿

あん摩マッサージ指圧師（はり師・きゆう師）が死亡した（失そう宣告を受けた）ので、あん摩マッサージ指圧師（はり師・きゆう師）名簿の登録を消除されるよう、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第4条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所
申請者 氏 名
電話番号
記

㊦

業 務 の 種 類	あん摩マッサージ指圧・はり・きゆう
あん摩マッサージ指圧師（はり師・きゆう師）の氏名	
免 許 年 月 日	年 月 日
免 許 証 番 号	第 号
死 亡（失そう宣告）年月日	年 月 日
申請者とあん摩マッサージ指圧師（はり師・きゆう師）との関係	

様式第3号（第4条関係）

あん摩マッサージ指圧師（はり師・きゆう師）免許取消申請書

職 氏 名 殿

あん摩マッサージ指圧師（はり師・きゆう師）免許の取消しを受けたいので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則第5条の規定により、あん摩マッサージ指圧師（はり師・きゆう師）免許証を添えて下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所
申請者 氏 名
電話番号
記

㊦

業 務 の 種 類	あん摩マッサージ指圧・はり・きゆう
免 許 年 月 日	年 月 日
免 許 証 番 号	第 号

様式第4号(第6条関係)

収入証
紙
は
り
付
け
欄

あん摩マッサージ指圧師(はり師・きゆう師) 免許証再交付申請書
職 氏 名 殿

あん摩マッサージ指圧師(はり師・きゆう師) 免許証を破つた(汚した・失つた)ため、その再交付を受けたいので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第8条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□—□□

申請者 住 所
氏 名

電話番号

記

㊦

業 務 の 種 類	あん摩マッサージ指圧・はり・きゆう		
免 許 年 月 日	年	月	日
免 許 証 番 号	第	号	号

様式第5号(第7条関係)

あん摩マッサージ指圧師(はり師・きゆう師) 免許証返納書
職 氏 名 殿

失つたあん摩マッサージ指圧師(はり師・きゆう師) 免許証を発見した(あん摩マッサージ指圧師(はり師・きゆう師) 免許を取り消された)ので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第8条第3項(第9条)の規定により、下記のとおりあん摩マッサージ指圧師(はり師・きゆう師) 免許証を返納します。

年 月 日

郵便番号 □□□□—□□

返納者 住 所
氏 名

電話番号

記

㊦

業 務 の 種 類	あん摩マッサージ指圧・はり・きゆう		
免 許 年 月 日	年	月	日
免 許 証 番 号	第	号	号
免許証の発見(免許の取消し) 年月日	年	月	日

様式第6号 (第8条関係)

はり師試験及びきゆう師試験共通科目免除願書

職 氏 名 殿

はり師試験及びきゆう師試験を同時に受けたいので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則第19条の規定により、学科試験科目中共通なものについて、その一方の試験を免除されるようお願いいたします。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□□□

住 所 出願者

氏 名

電話番号

㊟

様式第7号 (第9条関係)

あん摩マッサージ指圧師 (はり師・きゆう師) 試験既受験科目免除願書

日免除願書

職 氏 名 殿

はり師試験 (きゆう師試験) に合格しているので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則第20条の規定により、既に受験した科目の試験を免除されるようお願いいたします。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□□□

住 所 出願者

氏 名

電話番号

記

㊟

受験する試験の種類	
免除を受けようとする試験科目	
合格したはり師試験 (きゆう師試験)	試験実施都道府県名
	合格年月
	年 月

様式第8号(第10条関係)

第 号

師試験合格証書

本籍地都道府県名(国籍)

氏 名

年 月 日生

上記の者は 年 月 日本県において施行した

師試験に合格したことを証する

年 月 日

職 氏 名 印

様式第9号(第11条関係)

施 術 所 開 設 届 出 書

職 氏 名 殿

施術所を開設したので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第1項前段(第12条の2第2項において準用する同法第9条の2第1項前段)の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

記

開 設 年 月 日	年 月 日
名 称	
開 設 の 場 所	
業 務 の 種 類	あん摩マッサージ指圧・はり・きゆう・その他
業務に従事する者の氏名及び晴首の別	(晴・首)
構造設備の概要及び平面図	別紙のとおり

様式第10号 (第11条関係)

施術所開設届出事項変更届出書

職 氏 名 殿

施術所の開設届出事項を変更したので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第1項後段(第12条の2第2項において準用する同法第9条の2第1項後段)の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□□□

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出者

氏 名

Ⓣ

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

記

名 称	
施 術 所 の 場 所	
業 務 の 種 類	あん摩マッサージ指圧・はり・きゆう・その他
変 更 事 項	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 理 由	

様式第11号 (第11条関係)

施術所休止(廃止・再開)届出書

職 氏 名 殿

施術所を休止(廃止・再開)したので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第2項(第12条の2第2項において準用する同法第9条の2第2項)の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□□□

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出者

氏 名

Ⓣ

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

記

名 称	-
施 術 所 の 場 所	
業 務 の 種 類	あん摩マッサージ指圧・はり・きゆう・その他
休 止 (廃止・再開) 年 月 日	年 月 日
休 止 (廃止・再開) 理 由	

様式第12号 (第12条関係)

出張専門業務開始届出書

職 氏 名 殿

専ら出張のみによる業務を開始したので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則第24条の2第1項(第26条の2において準用する同令第24条の2第1項)の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所
届出者 氏 名

電話番号

記

㊟

業 務 の 種 類	あん摩マッサージ指圧・はり・きゆう・その他
開 始 年 月 日	年 月 日

様式第13号 (第12条関係)

出張専門業務休止(廃止・再開)届出書

職 氏 名 殿

専ら出張のみによる業務を休止(廃止・再開)したので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則第24条の2第2項(第26条の2において準用する同令第24条の2第2項)の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所
届出者 氏 名

電話番号

記

㊟

業 務 の 種 類	あん摩マッサージ指圧・はり・きゆう・その他
業務休止(廃止・再開)年月日	年 月 日
業務休止(廃止・再開)理由	

柔道整復師法施行細則をここに公布する。

昭和五十八年九月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十五号

柔道整復師法施行細則

柔道整復師法施行細則（昭和四十九年十一月鳥取県規則第七十七号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号。以下「法」という。）、柔道整復師法施行令（昭和四十五年政令第二百十七号。以下「政令」という。）及び柔道整復師法施行規則（昭和四十五年厚生省令第四十一号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名簿訂正申請書の様式）

第二条 政令第一条の第三第二項に規定する申請書は、様式第一号によるものとする。

（名簿登録消除申請書の様式）

第三条 政令第二条第二項に規定する申請書は、様式第二号によるものとする。

2 前項の申請書には、柔道整復師が死亡し、又は失そのの宣告を受けたことを証する書類を添えなければならない。

（免許取消申請書の様式）

第四条 省令第五条に規定する申請書は、様式第三号によるものとする。

（免許証書換え交付申請書の様式）

第五条 政令第三条第二項に規定する申請書は、様式第一号によるものとする。

（免許証の再交付申請手続）

第六条 政令第四条第一項の規定による申請は、様式第四号による申請書を提出してしなければならない。

（免許証の返納手続）

第七条 政令第四条第三項又は第五条の規定による返納は、様式第五号による返納書を提出してしなければならない。

（合格証書の様式）

第八条 省令第十条に規定する合格証書は、様式第六号のとおりとする。

（施術所の届出の手続）

第九条 法第十九条第一項前段の規定による届出は、様式第七号による届出書を提出してしなければならない。

2 法第十九条第一項後段の規定による届出は、様式第八号による届出書を提出してしなければならない。

3 法第十九条第二項の規定による届出は、様式第九号による届出書を提出してしなければならない。

（施術簿）

第十条 柔道整復師は、施術所に様式第十号による施術簿を備え、施術の都度所要の事項を記載し、五年間これを保存しなければならない。

（申請書等の経由及び提出部数）

第十一条 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類(省令第八条に規定する受験願書を除く。)は、次の各号の上欄に掲げる者にあつては、それぞれ当該下欄に掲げる地を管轄する保健所長を経由して提出しなければならない。

一 施術所の開設者(第九条に規定する届出書を提出する場合に限る。)	施術所の所在地
二 県内で業務を行う柔道整復師(前号に掲げる者を除く。)	就業地
三 県内に住所を有する者(第一号及び前号に掲げる者を除く。)	住所地

2. 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類の提出部数は、前項の規定により保健所長を経由する場合にあつては正副二部とし、その他の場合にあつては一部とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条、第5条関係)

入 証 類
り 付 け 書

柔道整復師名簿訂正及び柔道整復師免許証書換え交付申請書

職 氏 名 股

柔道整復師名簿の登録事項及び柔道整復師免許証の記載事項に変更を生じたため、柔道整復師名簿の訂正及び柔道整復師免許証の書換え交付を求め、柔道整復師法施行令第1条の3第1項及び第3条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

氏 名

申請者

電話番号

記

㊦

免 許 証 番 号	日 年 月	第 号
免 許 証 番 号	日 年 月	第 号
変 更 事 項	前	
変 更 後	後	
変 更 理 由	日 年 月	日
変 更 内 容	日 年 月	日

様式第2号 (第3条関係)

柔道整復師名簿登録消除申請書

職 氏 名 殿

柔道整復師が死亡した (失そう宣告を受けた) ので、柔道整復師名簿の登録を消除されるよう、柔道整復師法施行令第2条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

申請者 氏 名

電話番号

記

柔道整復師の氏名	
免 許 年 月 日	年 月 日
免 許 証 番 号	第 号
死亡 (失そう宣告) 年月日	年 月 日
申請者と柔道整復師との関係	

様式第3号 (第4条関係)

柔道整復師免許取消申請書

職 氏 名 殿

柔道整復師免許の取消しを受けたいので、柔道整復師法施行規則第5条の規定により、柔道整復師免許証を添えて下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

申請者 氏 名

電話番号

記

免 許 年 月 日	年 月 日
免 許 証 番 号	第 号

様式第4号（第6条関係）

収入証紙
はり付け欄

柔道整復師免許証再交付申請書

職 氏 名 殿

柔道整復師免許証を破った（汚した・失った）ため、その再交付を受けたいので、柔道整復師法施行令第4条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

申請者

氏 名

電話番号

記

印

免 許 年 月 日	年 月 日
免 許 証 番 号	第 号

様式第5号（第7条関係）

柔道整復師免許証返納書

職 氏 名 殿

失った柔道整復師免許証を発見した（柔道整復師免許を取り消された）ので、柔道整復師法施行令第4条第3項（第5条）の規定により、下記のとおり柔道整復師免許証を返納します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

返納者

氏 名

電話番号

記

印

免 許 年 月 日	年 月 日
免 許 証 番 号	第 号
免許証の発見（免許の取消し）年月日	年 月 日

様式第6号 (第8条関係)

第 号

柔道整復師試験合格証書

本籍地都道府県名 (国籍)

氏 名

年 月 日生

上記の者は 年 月 日に
に合格したことを証する

本県において施行した柔道整復師試験

年 月 日

職 氏 名 団

様式第7号 (第9条関係)

施術所開設届出書

職 氏 名 殿

施術所を開設したので、柔道整復師法第19条第1項前段の規定により、
下記のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□—□□□

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

記

届出者

開 設 年 月 日	年 月 日
名 称	
開 設 の 場 所	
業務に従事する柔道整復師の氏名	
構造設備の概要及び平面図	別紙のとおり

様式第8号 (第9条関係)

施術所開設届出事項変更届出書

職 氏 名 殿

施術所の開設届出事項を変更したので、柔道整復師法第19条第1項後段の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□□□

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名 殿

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

記

名 称	
施 術 所 の 場 所	
変 更 事 項	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 理 由	
変 更 内 容	

様式第9号 (第9条関係)

施術所休止(廃止・再開)届出書

職 氏 名 殿

施術所を休止(廃止・再開)したので、柔道整復師法第19条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□□□

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名 殿

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

記

名 称	
施 術 所 の 場 所	
休 止 (廃 止 ・ 再 開) の 年 月 日	年 月 日
休 止 (廃 止 ・ 再 開) 理 由	

